

令和8年度 事業計画

社会福祉法人 福島県福祉事業協会

社会福祉法人は「社会、地域における福祉の充実、発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な生活課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組むことが求められております。また、その活動には公共的・公益的且つ信頼性が必要不可欠であります。

法人としての信頼性を保持し、主体性をもった効率的・効果的な経営を実践し、運営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図っております。また、地域における公益的な取り組みを推進し、地域貢献活動を行っております。

[経営方針]

1. 利用者本位のサービス提供（信頼性）

利用者一人ひとりの人格を尊重し、誰もが安全で安心な生活を支援することを目指し、生活できるよう、質の高いサービスを提供します。

2. 質の高い人材育成（専門性）

職員として意識改革、資質向上と専門性の強化育成を通じて、より質の高い福祉サービスの提供を目指します。

3. 健全な経営基盤の確立（安定性）

持続可能な福祉サービス提供のために、収支バランスの維持や財政の健全化を図り、効率的な施設運営を行います。

4. 地域社会との連携・貢献（協調性）

地域住民との交流を深め、地域の福祉課題の解決に協力することで、明るく暮らしやすい街づくりに貢献します。

5. 先駆的な取り組み（創造性）

時代や地域の多様なニーズに応えるため、新しい取り組みやサービスにも積極的に取り組みます。

1、重点事業

(1) 利用者定員変更

- | | | |
|--------------------|------------|-----------|
| ① 障害者支援施設「原町共生授産園」 | 生活介護サービス | 定員40名→45名 |
| ② 多機能型事業所「田村」 | 生活介護サービス | 定員10名→15名 |
| | 就労継続支援B型事業 | 定員30名→25名 |

(2) 人材の確保並びに職員個々に亘る意識向上に努める。

(3) 人事評価制度の充実を図る。

(4) 障害児者虐待防止法・障害者差別解消法等のコンプライアンスの徹底・厳守及び苦情への対応には危機意識をもって当たり、誠実な解決に努める。

(5) 整理・整頓・清掃・清潔・躰の5S活動に取り組み、職場環境の維持改善を図る。

2、職員研修

利用児者の個々の特性に沿った福祉サービス支援を提供するために、新任職員研修・専門的研修等を開催、さらに、外部団体が主催する研修会等へ積極的に参加するとともに、職員個人のスキル向上を目的とする社会福祉士・精神保健福祉士等の資格取得へ向けた助成金制度を普及させ自己研修・研鑽への支援体制の充実を図る。

(1) 新任職員研修

(2) 管理職員の利用者支援及び経営スキル向上と長期的経営戦略習得を図る研修

(3) 中途採用職員の研修

(4) 職員資格取得への助成支援

3、利用者の安全並びに苦情・虐待予防等

(1) 防災訓練の徹底

利用者の生命・財産等並びに協会の財産を守るため、各施設・事業所毎に、地震・火災等の災害防止に努めると共に、関係法令に基づきマニュアルや計画書の作成・見直しを行い、防災設備の点検強化並びに定期的な避難訓練の実施に努める。

(2) 苦情・虐待等の人権侵害

福祉サービスに係る苦情・虐待等の人権侵害の防止には徹底した対策を図り、高品質な支援サービスを提供する。

(3) 個人情報の保護（特定個人情報の保護）

施設・事業所で保有する個人情報の保全を図り、開示・使用等に法律を厳守する。

また、特定個人情報取扱の番号法の実施により、職員等のマイナンバー使用・保管の徹底を図ると共に、利用者のマイナンバー保管取扱の徹底を図る。

4、評議員会・理事会・監事会の開催

- (1) 評議員会
 - ・法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う必置の議決機関で、理事・監事の選任、解任並びに報酬を決定する。
 - ・定時評議員会として毎年度6月に開催するとともに、必要の都度開催する。
- (2) 理事会
 - ・業務執行に関する意思決定機関となり、理事長・監事に対する牽制機能を有する。
 - ・通常理事会は毎年3月・6月に開催する。必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (3) 監事会
 - ・理事等に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会の出席・報告義務を有する。

5、会議開催

- (1) 施設長・管理者会議（全体） 月 1回
- (2) 各地区における施設長・管理者会議（田村、相馬、いわき） 月 1回
- (3) 苦情解決第三者委員会 年 1回以上

6、ISO事業及び内部業務指導監査等

I、ISO事業

・職員への教育充実を図る。

- (1) 内部監査（全施設・事業所） 年 2回
 - ・事前会議と事後結果の分析と次回の課題会議を含む
 - ・内部監査員の再教育と育成
- (2) 内部監査のレビュー 年 2回

II、内部業務指導監査等

- ・公認会計士による会計監査 各事務センター

7、職員の福利厚生

- (1) 業務に必要な資格取得を奨励し経費を助成する。
- (2) 社会福祉法人福利厚生センターのソウエルクラブに全職員加入し、企画事業に参加推進する。
- (3) 各地区（田村、相馬、いわき）における職員間交流事業への経費助成を行う。

8、負債償還

応急仮設施設建設

東邦銀行

27,437,581円（内：利息 2,477,581円） 未償還額 204,640,000円

あぶくま信用金庫

50,187,240円（内：利息 115,240円） 未償還額 0円

障害者支援施設建設

あぶくま信用金庫

103,142,528円（内：利息 3,146,528円） 未償還額 583,350,000円